

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：久慈市

令和8年7月13日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.6%
全職員	76.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.2%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	102.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	73.8%
31～35年	99.9%
26～30年	94.3%
21～25年	93.6%
16～20年	92.0%
11～15年	94.3%
6～10年	100.6%
1～5年	107.0%

【説明欄】

1 「任期の定めのない常勤職員」について

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者として男性職員の受給が多く、男性の支給額が高くなっている。
- ・男性職員の超過勤務時間が相対的に長く、男性の支給額が高くなっている。

2 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について

- ・男性職員の超過勤務が多いことから、相対的に男性の支給額が高くなっている。

3 「全ての職員」について

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員）」は、勤務時間の短い女性職員が多く、相対的に平均給与が低くなるため、全ての職員で比較した場合に男女の差が大きくなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	21.8%

【説明欄】

- ・ 男性職員のうち管理的地位にある職員が占める割合は 13.1%である。
- ・ 女性職員のうち管理的地位にある職員が占める割合は 3.5%である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	20.0%
本庁課長相当職	23.3%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	25.8%

【説明欄】

- ・ 勤続年数別での女性職員の割合は、36年以上で 29.4%、31～35 年が 31.3%、26～30 年が 31.7%、21～25 年が 29.4%、16～20 年が 34.0%、11～15 年が 26.5%、6～10 年が 33.3%、1～5 年が 30.8%、1 年未満が 20.0%を占めている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	71.4%
女性	166.7%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	— %	— %
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	— %	— %
2週間以上1月以下	80.0%	0.0%	— %	— %
1月超3月以下	0.0%	0.0%	— %	— %
3月超6月以下	20.0%	0.0%	— %	— %
6月超9月以下	0.0%	0.0%	— %	— %
9月超12月以下	0.0%	80.0%	— %	— %
12月超24月以下	0.0%	20.0%	— %	— %
24月超	0.0%	0.0%	—	—

【説明欄】

- ・過去3年間の育児休業取得率は、令和4年度で男性職員が28.6%、女性職員が100%、令和5年度で男性職員が50.0%、女性職員が100%、令和6年度で男性職員が14.3%、女性職員が100%である。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	12.36 時間／月
内部部局等以外	5.10 時間／月

【説明欄】

- ・総合計時間は約 33,000 時間であり、そのうち、約 10,700 時間は国政選挙及び市議会議員選挙執行事務に係るものである。
- ・組織ごとでみると、総務課及び税務課で 2,000 時間を超えている状況である。